



解雇等により住宅に困っている方へ



## 住宅の確保についての相談先

解雇等により住宅に困っている方に対し、北九州市内で行っている事業と問い合わせ先です。  
入居の条件や手続き等、詳細は各事業の問い合わせ先へ。

	住宅の種類	主な入居資格	家賃額等	問い合わせ先
北九州市	市営住宅	次の条件を満たし、それを証明する書類が必要です。 ・解雇時に市内に住んでいた、又は市内の企業に勤めていた方。 ・勤めていた企業から解雇され、社員寮等からの退去を求められている方。	当該住宅の最低額家賃 保証金免除 期間：原則1年間	北九州市住宅供給公社 管理第二課 582 - 3030
	市公社住宅		当該住宅の半額 敷金免除 期間：1年間	北九州市住宅供給公社 管理第一課 582 - 3150
福岡県	県営住宅	次の条件を満たし、それを証明する書類が必要です。 ・雇用先からの解雇に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方。	現行家賃の1/2 敷金免除 期間：原則6ヶ月間	北九州管理事務所 691 - 5970
	県公社住宅		現行家賃の1/2 敷金免除 期間：1年間	北九州管理事務所 603 - 0122
厚生労働省	雇用促進住宅	派遣契約の停止等に伴い、社員寮等の退去を余儀なくされた求職者、又は緊急的に住居を必要とすると公共職業安定所長が判断した方。	通常の家賃と同額 敷金不要 期間：6ヶ月間	ハローワーク小倉 941 - 8609 ハローワーク八幡 622 - 5566
UR（都市再生機構）	賃貸住宅	厚生労働省の実施する就職安定資金貸付事業による融資を受ける方は、収入要件等によらず入居できます。 融資を受けない場合は、一般の収入等要件を満たせば入居できます。	通常の家賃と同額 敷金：家賃の3ヶ月分 期間：特になし	北九州 住宅管理センター 561 - 3134